

発表事項 **口蹄疫の疑似患畜の確認について**

情報提供日	平成12年3月25日
担当課	畜産課
内線	2715
直通	0985-26-7138
担当者	山本、児玉

1 内 容 家畜の伝染病である「口蹄疫」の疑似患畜が確認された。

2 発生場所 宮崎市富吉に所在する肉用牛肥育農家（飼養頭数10頭）

3 発生の経過

- (1) 3月12日、畜主からの依頼により、民間開業獣医師が当該肥育牛を診察したところ、1頭の肥育牛に発熱、食欲不振、発咳などの症状を確認。
 - (2) その後、当該獣医師は、風邪様の症状を踏まえ、通常の診療を実施してきたが、他の同居牛にも食欲不振、鼻腔内のびらんなどの症状が伝播していったことから、口蹄疫を疑い、21日に宮崎家畜保健衛生所に通報。同日に、畜産課は農林水産省畜産局衛生課へ通報。農林水産省畜産局衛生課より動物の隔離、施設の消毒等の措置の実施、及び農林水産省家畜衛生試験場に病性鑑定材料を送付する旨の指示を受けた。
 - (3) 22日、家畜衛生試験場は、口蹄疫ウイルスの存在を確認するため、通常行われるELISA検査及びCF検査を実施したところ、陰性の結果。
 - (4) しかしながら、念のため実施していたPCR検査で、23日にウイルスの存在を完全に否定できなかった。このため、24日朝、国の専門家が現地に出向き再度検査材料を採取した。
 - (5) また、別途23日から実施していた血清検査において口蹄疫ウイルスの抗体が検出された。一方、24日から25日に再度実施したPCR検査ではウイルスの存在そのものは確認されなかった。
- 以上の結果から「口蹄疫」の疑似患畜と診断するに至った。

4 当面の措置

家畜伝染病予防法及びそれに基づく防疫要領に基づき、

- (1) 確認農場において、飼養牛全頭を殺処分、畜舎の消毒、汚染物品の焼却等を実施。
- (2) 確認農場の周囲に移動制限を設定し、当該地域内の家畜の移動禁止、家畜市場の閉鎖等を実施。
- (3) 周辺農場及び関連農場の立入検査等を実施。
(現在のところ、他に確認農場と同様の異常は認められない)
- (4) 県庁、家畜保健衛生所、及び農林水産省畜産局衛生課にそれぞれ「口蹄疫防疫対策本部」を設置。
- (5) 関係機関への協力を依頼。

5 その他

本病は人に感染することはないため、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はない。

また、我が国において発生が確認された場合は1908年以来となる。

6 今後、報道機関の皆様には、確認状況や防疫対策の進捗状況について、適時適切に情報提供に努めることとしますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することのないよう、ご協力をお願いします。